

広島市条例第 4 3 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

広島市湯来福祉会館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市湯来福祉会館条例等の一部を改正する条例

(広島市湯来福祉会館条例の一部改正)

第 1 条 広島市湯来福祉会館条例（平成 1 7 年広島市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「第 5 条第 2 7 項」を「第 5 条第 2 8 項」に改める。

(広島市ひとり親家庭等医療費補助条例及び広島市重度心身障害者医療費補助条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改める。

(1) 広島市ひとり親家庭等医療費補助条例（昭和 5 4 年広島市条例第 3 0 号）附則第 6 項

(2) 広島市重度心身障害者医療費補助条例（昭和 4 8 年広島市条例第 6 2 号）附則第 7 項

(広島市こども療育センター条例の一部改正)

第 3 条 広島市こども療育センター条例（昭和 4 9 年広島市条例第 2 3 号）

の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 号中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改める。

(広島市皆賀園条例の一部改正)

第 4 条 広島市皆賀園条例（平成 1 0 年広島市条例第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 4 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第 1 4 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改め、同条第 4 号中「第 5 条第 1 5 項」を「第 5 条第 1 6 項」に改める。

第 5 条第 1 号中「同条第 1 3 項」を「同条第 1 4 項」に、「同条第 1 4 項」を「同条第 1 5 項」に、「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。